

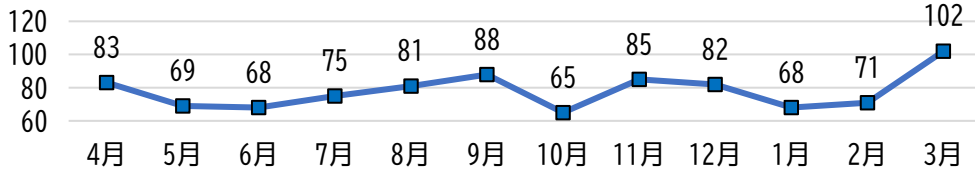


南区 消費生活相談情報<速報値>

～令和6年5月 薫風号～

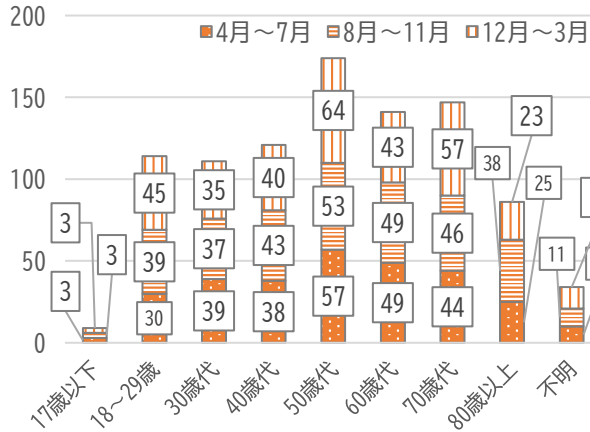


◇消費生活相談件数

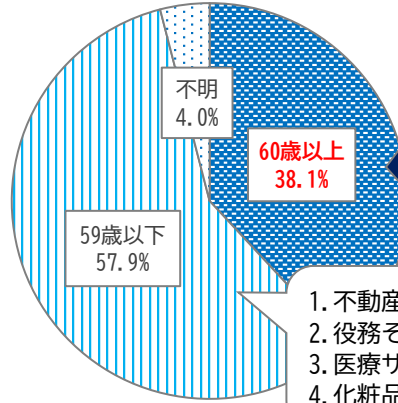


令和5年度計
937

◇年代別件数



◇60歳以上に多い相談（令和5年12月～令和6年3月受付分）



1. 商品一般…15件
2. 化粧品…9件
3. 健康食品…8件
4. 役務その他サービス…各 7件
5. 不動産貸借/工事・建築/携帯電話サービス…各 5件

1. 不動産貸借…20件
2. 役務その他サービス…11件
3. 医療サービス…10件
4. 化粧品/修理サービス…各 8件

◇商品・役務別ランキング（令和5年12月～令和6年3月受付分）

順位	商品・役務	件数	事例
1位	不動産貸借	26	8年間居住した賃貸アパートを退去するが、契約書に「ハウスクリーニング代は借主負担」の特約がある。退去時に丁寧に清掃を行っても支払わなければならないのか。
2位	商品一般	24	クレジットカード会社を名乗る不審なメールが届いた。「高額な利用履歴がある、心当たりがない場合はこちら」とURLが記載されているが、使った覚えはない。無視してよいか。
3位	化粧品	18	ネット通販で初回が格安のシワ改善クリームを購入した。定期購入だったが、回数の縛りはないということだったので、初回で止めたいと伝えたとこ、定価との差額を請求された。
3位	役務その他サービス	18	SNS広告を見て、副業サイトに登録した。数日後、事業者から電話があり、「動画を見るだけで簡単に稼げる」と言われたので60万円の副業サポート契約をし、借金をして支払った。解約したい。
5位	健康食品	15	高齢の知人は缶詰やパンを安く買えるから、と言って期間限定の店舗に通っている。数日前その店舗で勧められるまま健康食品を購入したが、高額で支払いに困っているので解約できないか。

◇相談事例

お試しのつもりが定期購入ー 定期縛りなし は定期購入かもしれません！

SNSで“定期縛りなし”と広告されていた美容クリームを申し込んだところ、定期購入になっていた。すぐに解約を求めたところ、「初回で解約する場合は、転売対策のため、定価との差額の支払いが必要」と言われ納得できない。



他にこんな手口も！



定期購入に関するご相談は依然として多く寄せられていますが、最近事例のような手口が多くみられます。事業者は最終確認画面で①分量、②販売価格・対価、③支払時期・方法、④引渡時期、⑤申込みの期間、⑥申込みの撤回、解除に関する事項、を明確に表示するよう義務付けられており、分かりやすく記載されていたのであれば基本的にその定めに従うことになります。誤解を与える表示だったことは消費者が証明する必要があります。



★ “定期縛りなし” = 定期購入だけれども回数の縛りがない という意味かもしれません。申し込む前に、申込内容や利用規約を隅々までよく読みましょう。

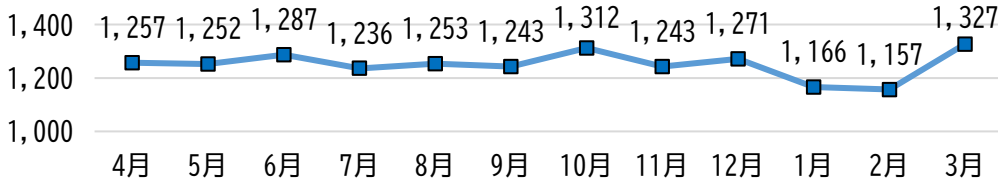
★ その商品は本当に必要か、定価に見合う価値がありそうか冷静に考えてみましょう。

★ 広告画面や最終確認画面は大事な証拠になります。スクリーンショットで保存しておきましょう。



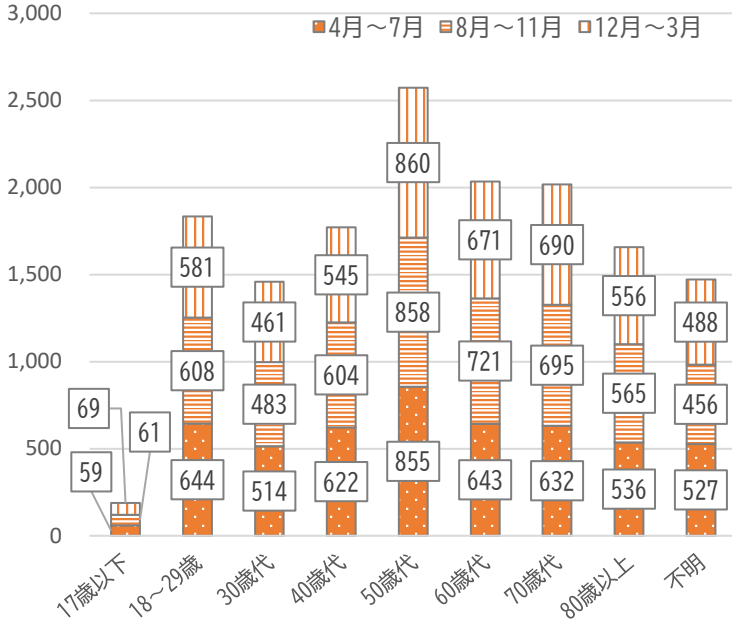
横浜市 消費生活相談情報<速報値> ~令和6年5月 薫風号~

◇消費生活相談件数

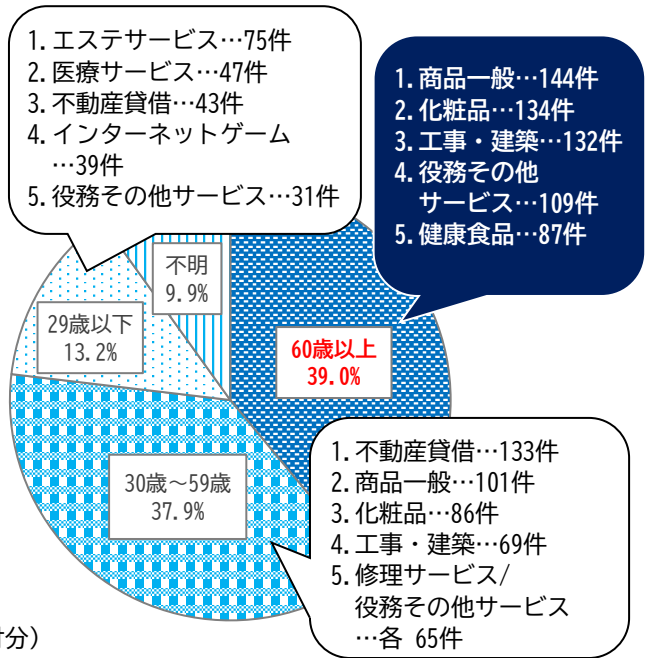


令和5年度計
15,004

◇年代別件数



◇各年代で多い相談 (令和5年12月~令和6年3月受付分)



◇気をつけたい手口、サービス (令和5年12月~令和6年3月受付分)

	件数	具体的な事例
インターネット通販	1,372	好きなアニメとコラボしたイヤホンを買った。発送が1年以上遅延しているため、キャンセルを申し出たが、返信がない。キャンセルして返金してほしい。
家庭訪問	690	近所の高齢者宅に知らない事業者が来訪し、排水管の洗浄を勧められたので契約してしまったようだ。定期的に清掃しており必要がない作業なのでクーリング・オフしたい。
SNS	481	SNS広告から高級ブランドのアウトレット店と記載されたサイトに誘導され、大幅に値引きされた財布を注文した。サイトに所在地や連絡先の記載がなく怪しいのでキャンセルしたい。
電話勧誘	414	「以前ご注文いただいた方に電話しています」と海産物の販売事業者から電話があった。カニを勧められ購入を承諾したが、キャンセルしたい。
定期購入	374	ネット広告に「定期縛りなし」と記載された育毛剤を申し込んだ。お試し1回限りだと思っていたが2回目が届き、定期購入になっていたことが分かった。2回目から解約したい。
無料商法	236	ネットで医療脱毛の無料カウンセリングの広告を見つけクリニックに出向いた。「今日契約すれば安くなる」と言われ断りきれず契約したが、高額なコースを申し込んだことを後悔している。
点検商法	209	数日前、「ガス給湯器の点検を行っている」と知らない事業者から電話があった。来訪を承諾してしまったが、不審なので断りたい。
利殖商法	135	SNSで知り合った人から暗号資産のFX取引で儲かる話を聞き、紹介された事業者から自動売買システムを購入した。事業者が信用できないので解約して返金してほしい。
サブスクリプション	119	無料のファイル転送サービスの会員登録時に、誤って海外の有料ゲームサイトへ登録してしまったようだ。7日間のトライアル後は、月額課金されるらしい。どうしたらよいか。
サイドビジネス商法	113	SNSで知り合った人に「マーケティングの説明をしたい」と呼び出され、出向くと転売ビジネスの副業を勧められた。入会金はカードで分割払いにしたが、高額なのでクーリング・オフしたい。

発行元：横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 ☎ 045-845-6666

平日 9時から18時

土曜・日曜 9時から16時45分

役立つ情報

満載

チャットボット稼働中

センターホームページ参照

